

資格喪失届の添付書類について

資格喪失理由ごとに添付書類が異なります。

該当の喪失理由の欄をご確認いただき、以下に記載された書類のコピーをご添付ください。

【喪失理由 01】 国民年金の第 1 号被保険者でなくなった為

事務所の法人化や会社員となった場合など、厚生年金が適用となった場合に該当いたします。

国民健康保険の資格取得日が確認できる、以下の何れかのコピーをご添付下さい。

1.健康保険被保険者証の表面のみ(裏面は必要なし)

※「保険者番号」、「被保険者記号・番号」欄は黒の油性ペン等で塗りつぶして下さい。

<令和 2 年 10 月 1 日に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第 9 号)」が施行され、個人情報保護の観点から告知要求制限の規定が設けられました。これに伴い原則として本人確認を目的とする被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されました。>

2.資格情報通知書(資格情報のお知らせ)

【喪失理由 03】 国民年金の保険料が免除されることとなった為

※「産前・産後による国民年金の免除」をされた場合は、当基金は資格喪失致しません(加入は継続されます)。

法定・申請免除どちらの場合も、免除期間の記載された何れかのコピーをご添付下さい。

<法定免除:障害基礎年金等の給付を受ける場合>

- 1.国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
- 2.国民年金保険料免除理由該当通知書

<申請免除:国民年金の保険料を免除申請される場合>

- 1.国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
- 2.国民年金保険料免除申請承認通知書

【喪失理由 05】 司法書士業務に従事しなくなった為

<資格者の場合>

登録取消通知書

<従事者・配偶者・ご家族の場合>

司法書士事務所退職証明書(書式不問、原本をご証明頂いたもの)

従事されていた先生にご証明頂きますようお願い申し上げます。